

群馬県人・農地総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、群馬県農業の振興に資するため、群馬県人・農地総合対策事業（別表1）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に対して補助金を交付するものとし、交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象及び交付率等)

第2 別表1に規定する事業及び経費並びにこれに対する補助率等は、別表2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号及び別表1の各実施要綱で定められた様式とする。

2 申請書の提出期日は、毎年度知事が定める日までとする。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定前に事業に着手する必要がある場合は、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届（様式は別表1の各実施要綱で定められた様式とする。）を知事に提出しなければならない。この場合において、交付の決定までのあらゆる損失等は、補助事業者の責任において処理しなければならない。

(交付条件)

第4 知事が交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の遂行において次項に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、補助事業者は知事に報告し、警察に通報すること。

(2) その他、知事が必要と認める条件

2 補助金交付対象者

補助事業者又は補助事業者が定める事業計画に基づき補助金を交付する農業者（以下、「補助金交付対象者」という。）は、自己又は自己の法人その他の団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 補助金は、暴力団等に交付しないものとする。
 - 4 補助金交付対象者が暴力団等であることを知ったときは、県又は補助事業者は補助金の交付を取り消すものとする。
 - 5 補助金交付対象者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、補助金交付対象者は知事に報告し、警察に通報するものとする。

(変更承認申請)

第5 補助事業者は、経費の配分又は事業内容の変更について、規則第9条第1項第1号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合には、別記様式2号の事業変更承認申請書及び別表1の各実施要綱で定められた様式を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6 規則第9条第1項第1号に規定する知事があらかじめ定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外とする。

(指示申請)

第7 補助事業者は、規則第9条第2項の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式3号及び別表1の各実施要綱で定められた様式により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までに知事に提出するものとする。

ただし、12月31日現在の事業遂行状況報告については、知事が第9に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、本事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払請求)

第9 補助事業者は、規則第7条第2項の規定に基づき概算払いにより補助金を受けようとする場合は、別記様式4号の概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第5号及び別表1の各実施要綱で定められた様式とする。

2 実績報告書の提出期日は、原則として事業完了後1ヶ月又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、知事が別に指定したときは、指定された日までとする。

3 第3の3のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 第3の3のただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助事業者等の義務)

第11 補助事業者は、規則第8条の規定に基づく補助事業者等の義務のほか、補助事業等に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第12 補助事業者は、各実施要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合又は補助事業者事業完了報告書の内容に虚偽があった場合には、速やかに補助金を返還するものとする。

2 補助事業者は、各事業で補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を返還する措置を講じるものとする。

(その他)

第13 規則及びこの要綱に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し、必要な事項は、知事が指示するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月6日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月16日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月9日から適用する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月19日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月24日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 実施事業

事業名	補助事業者	実施要綱
地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱 (実施要綱第2の(1)及び(2))	市町村及び農業委員会	地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱(制定4経営第3105号令和5年4月1日農林水産事務次官依命通知)
農業経営高度化支援事業 (実施要綱第2の(2))	実施要綱別記2の第2の要件を満たす経営体	農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知 最終改正:令和5年3月28日付け4経営第3108号)
集落営農活性化プロジェクト促進事業 (実施要綱第3の1の(1)及び(2))	市町村	集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱 (制定 令和4年3月30日付け3経営第3156号 改正令和5年4月1日付け4経営第2999号農林水産事務次官依命通知)

別表2 事業に要する次に掲げる経費及びその補助率等

事業名	区分	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱	補助事業者が実施要綱第2の(1)及び(2)に規定する事業に要する経費	定額		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 国庫補助金の増又は30%を超える減 5 委託事業の新設又は委託先の変更
農業経営高度化支援事業	補助事業者が実施要綱第2の(2)に規定する事業に要する経費のうち法人化支援費	定額		
集落営農活性化プロジェクト促進事業	事業実施主体が実施要綱第3の1の(1)及び(2)に規定する事業に要する経費	定額(ただし、共同利用機会等の導入については1/2以内)		